

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

## 日本社会福祉士会

NEWS



No.197

SEPTEMBER.2020

ホームページのURL

<http://www.jacsw.or.jp/>

重層的支援体制整備事業の定着と発展に向けて ～国会において社会福祉士及び精神保健福祉士の活用が附 帯決議されました～	1
令和2年7月豪雨被災地支援について	4
「2021年度予算・制度に関する提案書」を提出しました	5
「社会福祉士の倫理綱領」が改定されました	12
声明/意見・要望書を発出しました	17
2020年度補助金事業	18
第33回通常総会は中止し、書面評決を実施しました	19
役員候補者選出の公示	20
綱紀委員会委員選考に関する「公示」	22
国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 総会・世界会議が 開催されました	23
情報コーナー	26
四谷事務局だより	26

## 重層的支援体制整備事業の定着と発展に向けて

～国会において社会福祉士及び精神保健福祉士の活用が附帯決議されました～

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が6月12日に公布されました。当法律の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保および業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるものとされています。特に、社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子どもおよび生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援などの新たな機能を担います。参議院においてこの重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が附帯決議されました。

## 国会議員への働きかけ

日本ソーシャルワーカー連盟および日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、参議院厚生労働委員会の国会議員や「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」の国会議員へ、「市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、社会福祉士及び精神保健福祉士の活用を努めること」を求める要望活動を展開しました。その理由として、①「重層的支援体制整備事業」は、市町村において包括的な支援体制を整備し、従来の相談窓口では対応できなかった人々や世帯の相談支援を行うとともに、そこ

で明らかになった地域課題を地域住民が主体的にかかわるよう働きかけるなど、高度なソーシャルワーカーの専門性を有する者が必要となること②社会福祉士および精神保健福祉士はソーシャルワークの専門職であり、また令和元年には地域共生社会に資する専門性を一層高められるよう、養成カリキュラムの見直しが行われたこと③社会福祉士有資格者は全国に約24万人、精神保健福祉士は約9万人おり、地域の偏在もないことの3つを掲げました。この活動の結果、参議院厚生労働委員会において、次頁の内容が附帯決議されました。

**【地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 令和二年六月四日参議院厚生労働委員会（抜粋）】**

一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

**声明文の発出**

「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が附帯決議されたことを受けて、重層的支援体制整備事業で求められている、地域住民の生活課題に取り組み、ウェルビーイングを高められるよう、日本ソーシャルワーカー連盟および日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、資質の向上、体制整備への協力、地域共生社会の実現、社会福祉士および精神保健福祉士の配置・任用の促進を柱とする声明を発出しました（下記参照）。

**今後の展開**

本会は社会福祉士が重層的支援体制整備事業の担い手として力量を発揮できるよう①現任社会福祉士を対象とした、重層的支援体制整備事業についての全国的な研修プログラム・教材（e-ラーニング教材を含む）の開発および試行研修を実施すること②地域共生社会の実現にむけたスーパービジョンを担える人材を育成すること③マクロレベルの実践事例の見える化を推進すること④新カリキュラムを踏まえ、総合的かつ包括的支援の実習指導ができる社会福祉士を養成すること⑤地域共生社会に資する実践力のある認定社会福祉士の養成を推進することを、今後の事業として展開していく予定です。

**地域共生社会の実現に向けた社会福祉士及び精神保健福祉士の活用に関する附帯決議に対する声明**

私たち、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）及び日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、令和2年6月4日付け参議院厚生労働委員会の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「1、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」と決議されたことに関して、これまで私たちが提案及び要望等を行ってきた内容とも合致しており、高く評価します。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知

症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるものとされています。

特に、社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業で求められているものは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける「ソーシャルワーク」であり、地域共生社会の実現に向け、あらためて「ソーシャルワーク」と、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士の必要性が明確になったものといえます。

私たちはこの度の附帯決議を踏まえ、以下のことに取り組んでまいります。

1. 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成課程等の改定に向けた対応や現任者の知識や技術の向上に向けた研修体制の整備を推進するとともに、認定社会福祉士制度及び認定精神保健福祉士制度等の充実に向けた取り組みを加速化することによって、さらなる資質向上を図ること
2. 市町村において重層的支援体制整備を検討するにあたっては、全国に所在する社会福祉士・精神保健福祉士の養成を行う大学・養成施設等の研究者や専門職団体の実践者が、体制整備に向けた検討に積極的に働きかけや協力すること
3. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組むとともに、そのことが人々の繋がりを分断することのないよう、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会を実現すること
4. 地域共生社会の実現に向け、全国の市町村において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士のより一層の配置・任用が進むよう取り組むこと

令和2年6月12日

日本ソーシャルワーカー連盟

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

より  
手軽に

**研修申込が簡単になります！**

より  
スマートに

2019年6月より本会主催研修へのお申し込みは、FAX、郵送、e-mailでの受付を導入しています。これにより、インターネットからの研修申込が可能となり、パソコンの他、スマートフォンなどからも簡単にお申し込みをいただくことができます。

研修申込画面は、本会生涯研修センターホームページの各研修ページにリンクする他、各研修の開催要項にも専用QRコードを掲載いたしますので、是非ご利用ください。



日本社会福祉士会 生涯研修センター： <https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/>

## 令和2年7月豪雨被災地支援について

このたびの令和2年7月豪雨によりお亡くなりになった方のご冥福とご家族へお悔やみ申し上げますと共に、被害を被ったみなさま、大きな不安を抱えているみなさまに心よりお見舞い申し上げます。みなさまの安心とご健康、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

本会は7月6日に西島会長を本部長とした災害対策本部を立ち上げました。被災者のみなさまの精神的な落ち着きや生活再建、一日も早い安全で安心できる日常生活を取り戻せるよう、被災した地域の社会福祉士会と連携をはかりつつ支援を行っていきたくと考えております。

この度、被災した圏域の県社会福祉士会の活動等を支援するための募金を開始いたしました。格段のご協力をお寄せくださいますようお願いいたします。

### 被災地活動支援金へのご協力をお願いします！

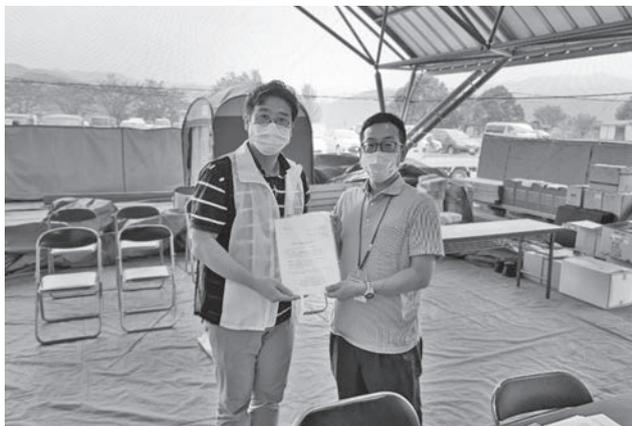
#### 【支援金の振込口座】

郵便振込口座 公益社団法人日本社会福祉士会 00150-0-687734

- ・「払込取扱票」通信欄に「7月豪雨支援」とお書きください。
- ・匿名（匿名希望）の場合を除いて、支援金をお寄せいただいた個人・団体の氏名・名称（カタカナまたは漢字）はウェブサイトにも適宜掲載させていただきます。個人で匿名を希望される方は、「払込取扱票」通信欄にその旨をご記入願います。
- ・本寄附金は、特定公益増進法人の寄附金となり、所得税法および法人税法において優遇されます。

### 九州・沖縄ブロック災害対策会議の開催

今回の豪雨災害を受けて、九州・沖縄ブロックでは、7月25日にブロックの災害対策会議（Zoomミーティング）を開催し、各県の被災状況や被災地支援への取り組みについて報告し、今後の支援のあり方について協議を行いました。明らかになったの



支援の申し入れ文書を手交（左：熊本県社会福祉士会深谷会長、右：球磨村地域包括支援センター松本係長）

は熊本県の被害が大きく、熊本県からも支援を求められていることでした。熊本県社会福祉士会では7月6日に災害対策本部を立ち上げ、7月22日には熊本県へ支援の申し入れを行いました。また、このコロナ禍のなか、県外からの人的支援は出す側も受け入れる側も難しいため、県内会員による支援となることでした。熊本県社会福祉士会では活動支援者の募集を行い、支援に向けた準備を進めること、他の社会福祉士会からの支援の受け入れは財政的な支援を柱とすることが確認されました。

### 動き出した支援活動

熊本県社会福祉士会は、7月22日に熊本県を訪れ支援の申し入れを行った後、球磨村を始め人吉市等の現地視察や行政との話し合いの場を持ち、8月3日に球磨村に支援の申し入れを行いました。

熊本県南部に位置する球磨村は、村全域が被災しており、特別養護老人ホーム「千寿園」で亡くなった14人を含む25人がお亡くなりになり、1か月経つ

でも車両が通行できない集落が16集落ある、今回の災害で最も大きな被災を受けた地域の一つです。

熊本県社会福祉士会では、2016年に起きた熊本地震での支援活動の経験を活かし、球磨村の地域包括支援センター（直営）の支援に向けて、県内会員に対して活動支援者を募り、8月中旬以降の支援開始に向けて準備を進めています。

コロナ禍の中、県外からの人的支援はできませんが、活動支援金をこの活動へ活かしたいと思っておりますので、被災地活動支援金へのご協力をよろしくお願ひします。



熊本県球磨郡球磨村(地図マピオンより加工)

## 「2021年度予算・制度に関する提案書」を提出しました

本会は毎年6月頃に国へ翌年度の予算・制度に関する提案書を提出しています。今年は新型コロナウイルス感染対策により直接手交することができないため、6月4日に電子媒体での提出を行いました。提出先は、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省老健局、厚生労働省子ども家庭局、文部科学省、法務省、総務省、内閣府です。

提案書は、昨年度の提案事項のうち、再度提案すべき事項に、都道府県社会福祉士会、理事や委員会からご意見のあった事項について、理事会などで検討を重ね、作成しました。来年度以降もこのような活動を継続する予定です。

日社福士2020-105  
2020年6月4日

### 2021年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会  
会長 西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

#### 【厚生労働省社会・援護局関係】

#### ○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一体的実施の推進

令和元年12月26日付けにて公表された、「地域共生

社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ」を踏まえ、各市町村地域において地域生活課題に対応する分野横断的な相談窓口の設置や地域づくりの推進にむけ、必要な財源の維持確保をお願いします。

また、専門職に求められる資質としてソーシャルワーク機能を発揮することが求められていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が配置されるように必要な措置を講じて下さい。

#### ○新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーク専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーク専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人

(仮称)の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

### ○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

一昨年12月に公開された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めることについても、検討を行うべきである。」と記載がありましたが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が必要と考えます。

### ○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

生活保護制度において就労支援は自立助長の観点から重要ですが、本人の生活歴や適性等に配慮して慎重に進める必要があります。これらに配慮し、さらに「就労の場が確保されているのか」「継続して就労できる環境にあるのか」なども考慮して進めないと、被保護者本人の意思に反した強制と受け取られ、十分な効果が得られないおそれがあります。就労支援の推進に当たっては、これらの事項に十分に配慮して進めるようお願いいたします。

### ○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

### ○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用し

ています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用について、検討をお願いします。

### ○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

### ○生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いいたします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いいたします。

### ○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くと同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活

困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、ソーシャルワークのための諸条件の整備が求められる中で相談体制を強化していくためにも、相談支援員にも社会福祉士の配置をお願いします。

### ○生活困窮者自立支援法 住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

### ○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

### ○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑化

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いいたします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますの

で、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

### ○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられた。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされている。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するが、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることである（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となる。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案する。

### 【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

#### ○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されています。しかし、市町村における基幹相談支援センターは61%が未設置（平成31年4月1日時点）という状況です。

三層構造による相談支援体制が機能できるように、本会により2019年3月発行の「基幹相談支援セ

ンター設置促進のための手引き」を広く活用いただき、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるよう必要な措置を講じて下さい。

#### ○障害児者の地域生活支援拠点のさらなる拡充

地域生活支援拠点の整備が進んでいない状況です(119自治体 平成30年4月1日時点)。

障害児者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を有する地域生活支援拠点の機能の拡充に向けた必要な措置を講じてください。

#### ○障害児の相談支援体制の整備

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増えていますが、児童発達支援センターに予約をしても相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれています。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多くあります(児童発達支援センター設置市町村の割合:32% 平成30年度末時点)。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援を受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じて下さい。

#### 【厚生労働省 老健局関係】

#### ○地域包括支援センターの機能強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められる中で、現状では介護予防支援に費やす時間的・労力的負担によって十分な対応ができていない状況が見られます。こうした業務のあり方を再整理し、相談支援、地域づくり等のソーシャルワーク機能が発揮できるために必要な措置を講じて下さい。

#### ○介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また2018年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬においても社会福祉士配置による加算の対象となっています。これらを踏まえ、相談職を配置する場合にお

いては、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算が設定されるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願いします。

#### ○成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援および予算確保

2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない(あるいは生活保護受給を望まない)低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されるとともに、予算が確保されることが必要です。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法(地域生活支援事業)では既に必須事業であり、介護保険法(地域支援事業)でも必須事業とするようお願いします。

また、自治体によっては成年後見制度利用支援事業の対象を市町村長申立の事例に限るなど制限を設けている例が見られますが、そのような制限は撤廃すること、必要な予算の確保について、市町村への周知と支援をしてください。

#### 【厚生労働省 子ども家庭局関係】

#### ○親権者の不適切な関わりのある児童養護施設等入所児童において、児童相談所長による未成年後見制度の積極的な運用について

児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりをもとめない者や、施設等からの連絡を取ることが難しい者がいます。施設入所中等は、施設長の親権代行として権利が保障されていますが、児童のパーマネンシープランニングや自立を見通した支援においては、退所時の居所の指定や職業選択において、親権を行使する者が不在

で児童が不利益を被っている状況にあります。

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること最善の利益を保証することが明記されました。児童養護施設や里親等で生活する子どもに親権が適切に行使できるように、児童相談所長は一時的な親権停止の措置や未成年後見制度を積極的に運用することをお願いします。

### ○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を追加

昨今、保護者が子どもの奨学金を費消してしまう事例等が散見されます。

給食費等の費用を拠出しないネグレクトとは違って、意図して子どもの預貯金等を費消してしまうことは搾取です。

子どもの貧困問題として捉えられておりますが、家庭内では経済的虐待です。児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、児童虐待の定義に「経済的虐待」を加え、社会全体で子どもの権利侵害を防止する必要があります。

### ○高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、当会においても専門職未成年後見人として活動をしているものが徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居もしていない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の

未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

### ○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関や子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

### 【法務省関係】

#### 人権擁護局

### ○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あつてはならないものと考えます。『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり」との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

## 大臣官房秘書課

### ○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間（接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める）の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

## 【内閣府関係】

### 内閣府政策統括官（防災担当）

#### ○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると2018年6月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が97%あるのに対し、個別計画策定済みの自治体は13.7%しかありません。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものでありますが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。

そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携による個別計画策定の推進をお願いします。

#### ○災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助

法の適用としてください。

### 内閣府政策統括官（防災担当）

#### ○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。厚生労働省においては2018年5月31日にガイドラインを発出し、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進されています。

今後、全国どこで発災してもDMATのように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようお願いいたします。

## 【文部科学省関係】

#### ○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。週に1～2回の勤務では実現が困難ですが、常勤職であれば児童生徒に継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、文部科学省では2019年度までに全中学校区（約1万か所）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としていますが、常勤採用であれば社会福祉士や精神保健福祉士が業として選択することができ、人材確保につながります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議 2017年1月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いいたします。

#### ○スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー配置に向けた職能団体の活用推進

毎年47名のスーパーバイザー配置が予算化されていますが、スーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーがその職責と機能を遂行できるよう指導する業務であり、高い専門性が求められます。

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーへの研修会の開催や、スーパーバイザーの養成を行うとともに、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっています。

「児童生徒の教育相談の充実について」(2017年1月)にあるとおり、スーパーバイザーは、スクールソーシャルワークの実践経験のある者が担う必要があります。スーパーバイザーの専門性を高める研修会を本会に委託するようお願いいたします。

### ○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や10年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

### 【総務省関係】

要望項目全般にわたり、地方公共団体が行う業務について、地方財政措置がされるよう、要望いたします。

なお、以下の2項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

### ○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会(秋田大会)において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的

な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

### ○要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども総合支援拠点等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。要保護児童対策地域協議会の調整機関をはじめ、子育て世代包括支援センターをはじめ、子ども総合支援拠点、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

成年  
後見

## 成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理  
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。



**TYPE H**  
社会福祉士様  
各種法人様向け



**TYPE P**  
都道府県社会  
福祉士会会員様向け

↑はあとなあ東京報告様式(2020年8月版)を装備

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! 通常価格の約半額でお求めいただけます!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム Type H・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム Type H・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。  
※キャンペーン期間は2021年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。



法律とコンピューター  
**株式会社リーガル**

<http://www.legal.co.jp/>

本社 TEL 089-957-0494  
東京営業所 TEL 03-5360-1755  
名古屋営業所 TEL 052-856-2090  
大阪営業所 TEL 06-6940-3440  
福岡営業所 TEL 092-432-9078

# 「社会福祉士の倫理綱領」が改定されました

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) は2000年7月に採択した「ソーシャルワークの定義」を見直し、2014年7月に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を採択しました。そして、ソーシャルワークの基盤であり実践の拠り所である当定義の見直しに呼応して「社会福祉士の倫理綱領」の改定が必要となりました。

一方、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」は、各国および世界の各地域で展開してもよいとされたことから、「アジア太平洋地域における展開」(2016年6月採択)、「日本における展開」(2017年6月採択)を制定した後に、倫理綱領の改定に着手することとしました。

2005年6月に採択した「社会福祉士の倫理綱領」は、社会福祉専門職団体協議会(当時、現「日本ソーシャルワーカー連盟」)が策定した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に準じています(「ソーシャルワーカー」を「社会福祉士」へ読み替え)。今回の改定作業も、日本ソーシャルワーカー連盟において取り組むことになりました。

このたび、2020年度通常総会に代わる書面評決の結果、改定された「社会福祉士の倫理綱領」が正会員(47都道府県社会福祉士会)全員の同意のもと採択されました(本ニュース19ページ参照)。

本ニュースでは、改定作業の経緯と改定した「社会福祉士の倫理綱領」を報告します。今後、本会では改定した倫理綱領にもとづく「社会福祉士の行動規範」を策定してまいります。

## 改訂版策定及び改定作業の経緯

### 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の策定及び改定作業の経緯

#### 1. 2005年版倫理綱領策定の経緯

2000年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)国際会議(モントリオール会議)において「ソーシャルワークの定義(Definition of Social Work)」が採択されたことに呼応して、日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけにより、2000年12月19日に日本社会福祉士会との合同作業委員会が組織され、倫理綱領策定に向けた作業が開始された。

2001年3月より日本医療社会事業協会の参加を得て、3団体協働による作業となった。2002年10月5日までに7回の審議を経て、同年10月17日付けで「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』案」を公表、関係者や関連学会等からのパブリックコメントを求めた。

2002年12月28日に、それまでの3団体に加えて、日本精神保健福祉士協会が取り組みに参画、2003年2月に、国際ソーシャルワーカー連盟に

加盟している。

日本のソーシャルワーカー職能4団体「社会福祉専門職団体協議会」として正式に「倫理綱領委員会」が組織され、策定作業が進められることとなった。作業は、IFSWの定義及び倫理綱領はじめ、各団体が採択している倫理綱領(「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」(医療社会事業協会、1961年)「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(日本ソーシャルワーカー協会、1986年)、「精神保健福祉士協会倫理綱領」(日本精神保健福祉士協会、1988年))、および諸外国の倫理綱領をもとに、全12回の委員会が開かれた。

2005年1月27日、すべての検討作業が完了し、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会(委員長 仲村優一)の名のもとに、正式に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」として公表された。

その後、日本ソーシャルワーカー協会が2005年5月21日、日本医療社会事業協会が2005年5

月28日、日本社会福祉士会が2005年6月3日、日本精神保健福祉士協会が2005年6月10日、それぞれの年次総会において、各団体の正式な「倫理綱領」とすることが承認・施行され、現在に至っている。

各団体の倫理綱領として施行される際、綱領のタイトルに各団体名を入れることについては、後日の4団体代表者会で確認された。

2005年の倫理綱領委員会の構成は以下のとおりである。

日本ソーシャルワーカー協会：仲村優一（委員長）、大友崇義、北本佳子、高橋五江  
日本社会福祉士会：土師寿三、宮本和武、宮嶋淳、山本進

日本医療社会事業協会：高田玲子、北島英治、堀越由紀子、大川原順子

日本精神保健福祉士協会：門屋充郎、牧野田恵美子、小久保裕美、永井久美子

## 2. 2020年版倫理綱領改定の経緯

2014年7月、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）国際会議（メルボルン会議）において、2000年の「ソーシャルワークの定義」の改正案「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（Global Definition of Social Work、以下、「新グローバル定義」）が採択された。

新グローバル定義を受け、日本ソーシャルワーカー連盟（旧社会福祉専門職団体協議会）の中で、倫理綱領改正に向けた機運・動きが高まった。

2018年2月2日、連盟代表者会において、2005年の倫理綱領の改定を行うことが正式に承認され、構成4団体からの代表者3人（合計12人）からなる「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」の発足と事務局を日本ソーシャルワーカー協会が担当することが承認された。

2018年5月26日、連盟4団体の代表者及び事務局員が集まり、第1回倫理綱領委員会が開催され、2020年5月15日までに15回の委員会が開催された。

検討作業は、2005年の倫理綱領の各条文を4団体で分担し、修正のための原案作成を行った。その結果を初期資料としてまとめ、委員会において、旧条文と照らし合わせながら逐条的に

検討、必要に応じて継続事項として各団体委員会に諮り、それを事務局（日本ソーシャルワーカー協会）でまとめ、次回の委員会に付すという手順で作業を進めた。委員会は、上程された資料をもとに、委員の自由な発言と慎重さをもって進められた。

検討作業においては、2014年7月のIFSW「グローバル定義」を基本に、「アジア太平洋地域における展開」「日本における展開」を視野に入れ、2018年7月に改定されたIF/IAの倫理（倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明）との整合性について検証し、パブリックコメント（2019年5月～7月末日）による各団体の会員や関係者からの意見・提案等を取り入れるなど、多くの資料・意見等を参考にしながら進められた。

検討作業は2020年3月末の委員会をもって終了の予定であったが、新型コロナウイルス発生のため延期となり、2020年4月に第13回と第14回を電子会議形式で開催、5月15日の第15回委員会をWEB会議形式で行い、すべての作業が完了した。その後、倫理綱領委員会（委員長保良昌徳）の名のもとに、日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（成文）として報告された。

各団体の倫理綱領として施行される際、本綱領のタイトルに各団体名を使用することについては、第1回の委員会で合意確認された。

2018年5月発足の倫理綱領委員会の構成は以下のとおりである。

日本ソーシャルワーカー協会：岡本民夫、保良昌徳（委員長）、松永千恵子

日本社会福祉士会：西島善久、中田雅章、前嶋弘

日本医療社会福祉協会：早坂由美子、小原眞知子、上田まゆら

日本精神保健福祉士協会：柏木一恵、木太直人、岡本秀行、岩本操

事務局：杉山佳子、春見静子、星野晴彦、高石豪、甲田賢一

(2020年5月15日最終作成)

## 社会福祉士の倫理綱領

# 社会福祉士の倫理綱領

2020年6月30日採択

### 前文

われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。

われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年7月)を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

### ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

(IFSW; 2014. 7) ※注1

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

### 原理

- I (人間の尊厳) 社会福祉士は、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
- II (人権) 社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。
- III (社会正義) 社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
- IV (集団的責任) 社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

**V (多様性の尊重)** 社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

**VI (全人的存在)** 社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

## 倫理基準

### I クライアントに対する倫理責任

1. (クライアントとの関係) 社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
2. (クライアントの利益の最優先) 社会福祉士は、業務の遂行に際して、クライアントの利益を最優先に考える。
3. (受容) 社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。
4. (説明責任) 社会福祉士は、クライアントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。
5. (クライアントの自己決定の尊重) 社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。
6. (参加の促進) 社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。
7. (クライアントの意思決定への対応) 社会福祉士は、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
8. (プライバシーの尊重と秘密の保持) 社会福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
9. (記録の開示) 社会福祉士は、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。
10. (差別や虐待の禁止) 社会福祉士は、クライアントに対していかなる差別・虐待もしない。
11. (権利擁護) 社会福祉士は、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
12. (情報処理技術の適切な使用) 社会福祉士は、情報処理技術の利用がクライアントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

### II 組織・職場に対する倫理責任

1. (最良の実践を行う責務) 社会福祉士は、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
2. (同僚などへの敬意) 社会福祉士は、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。
3. (倫理綱領の理解の促進) 社会福祉士は、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。
4. (倫理的実践の推進) 社会福祉士は、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
5. (組織内アドボカシーの促進) 社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。

6. (組織改革) 社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

### Ⅲ 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン) 社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。
2. (社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
3. (グローバル社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

### Ⅳ 専門職としての倫理責任

1. (専門性の向上) 社会福祉士は、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
2. (専門職の啓発) 社会福祉士は、クライアント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。
3. (信用失墜行為の禁止) 社会福祉士は、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。
4. (社会的信用の保持) 社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
5. (専門職の擁護) 社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
6. (教育・訓練・管理における責務) 社会福祉士は、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受け取る人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。
7. (調査・研究) 社会福祉士は、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。
8. (自己管理) 社会福祉士は、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

注1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載してある。なお、アジア太平洋(2016年)および日本(2017年)における展開が制定されている。

注2. 本綱領にいう「社会福祉士」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、ソーシャルワークに携わる者をさす。

注3. 本綱領にいう「クライアント」とは、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に照らし、ソーシャルワーカーに支援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、結束の必要な社会に含まれるすべての人々をさす。

## 声明／意見・要望書を発出しました

2020年5月以降に、本会では以下の声明および意見・要望書を発出しています。内容は、本会ホームページをご参照ください。「2021年度予算・制度に関する提案書」については本ニュース5ページに、声明については、本ニュースに全文を掲載しています。

### ○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
5月18日	新型コロナウイルス感染症防止に伴う社会的課題への対応について	厚生労働大臣
6月4日	2021年度予算・制度に関する提案書	厚生労働省（社会・援護局、老健局、子ども家庭局）、文部科学省、法務省、総務省、内閣府 ※本ニュース5ページに掲載しています
6月4日	登校再開後の対応及び学生支援緊急給付金事業について（要望）	文部科学省（初等中等教育局長、高等教育局長）
6月4日	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域再犯防止推進モデル事業の継続について（要望）	法務省大臣官房秘書課長
6月12日	地域共生社会の実現に向けた社会福祉士及び精神保健福祉士の活用に関する附帯決議に対する声明	声明（日本ソーシャルワーカー連盟と日本ソーシャルワーク教育学校連盟の共同声明） ※本ニュース2ページに掲載しています
6月24日	スクールソーシャルワーカーの具体的な役割に関わる理解促進等について（要望）	文部科学省初等中等教育局長
7月17日	生活保護基準引き下げを巡る訴訟判決についての声明	声明（日本ソーシャルワーカー連盟と日本ソーシャルワーク教育学校連盟の共同声明） ※以下に掲載しています

### 生活保護基準引き下げを巡る訴訟判決についての声明

国は、2013年から3年間で、生活保護費のうち食費などに充てる生活扶助費を年間670億円引き下げました（平均6.5%、最大10%）。生活保護で暮らす1,000人以上の原告と約300人の弁護団は、その生活保護費減額の取消しを求める訴訟を全国29の地方裁判所で行っています。

このたび度2020年6月25日名古屋地方裁判所は、初の判決として、原告らの請求を全面的に棄却しました。角谷昌毅裁判長は、判決において「生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたものであって、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、これらの事情を考慮することができる」としました。また、「厚生労働大臣が保護基準を改定するに当たって社会保障審議会等の専門家の検討を経ることを義務付ける法令上の根拠は見当たらず」とし、「専門家の検討を経ないことをもって直ちに生活扶助基準の改定における厚生労働大臣の裁量権が制約されるということとはできない」としました。

生活保護基準は、憲法25条が規定する生存権保障の理念を具現化するものであり、また生活保護で暮らす人々が憲法13条に規定する幸福追求権の実現に向けた暮らしを送るためにも、その妥当性が的確に検証され国民的な合意の手続きを経て、客観的で測定可能な根拠に立脚しているべきです。それにもかかわらず、その生活の基盤となる生活保護基準が、社会保障審議会生活保護基準部会等の専門家の検討を経ずとも厚生労働大臣の裁量が制約されず、かつ「国民感情や国の財政事情」という、不安定かつ不透明な基準で容認されると、社会的弱者や生活困窮者にとって、絶えず減額の恐れを抱きながら不安定な生活を余儀なくされるとともに、国の財政事情の名の下に減額改定が繰り返されれば、貧困の連鎖が広がり続けることになり、格差の拡大につながります。

また、生活保護基準は、住民税の非課税限度額や就学援助の対象者等を決める際の基準であり、医療・障害サービスの減免区分に影響するなど社会的弱者や生活困窮者支援の基準とも連動しています。そして、コロナ禍による経済活動停滞による失業者の増加は著しく、生活保護基準が不安定かつ不透明な基準で容認されるのならば社会的弱者の切り捨てにつながりかねない状況であり、今回の名古屋地方裁判所における判決は到底容認できるものではありません。

私たち、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）及び日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、社会的弱者の権利擁護と社会正義の実現をはじめ、地域共生社会における生活困窮者支援に取り組む中で、リーマンショックを上回るコロナ禍による経済活動の低迷による失業者や自殺者の増加を懸念しており、生活困窮者支援法・生活保護法の申請による社会的救済が必要と認識しています。今後の判決においてこの声明文の趣旨が反映され、三権分立のなかで憲法第25条が規定する生存権保障の理念が体现される司法判断が適切になされるよう強く望みます。

2020年7月17日

日本ソーシャルワーカー連盟

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

## 2020年度補助金事業

2020年度補助金事業として以下の事業が決定しました。

### 高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業

本事業は、令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として実施します。

平成18年の高齢者虐待防止法の施行以降、厚生労働省は、市町村・都道府県を対象に同法に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく対応状況調査」）を行っています。

本事業は、過去の法に基づく対応状況調査から、高齢者虐待の実態を正確に把握し、市町村が的確な

対応を行うためには、深刻度についての判断基準を明確にしていくことが必要であること、死亡事案・重篤事案が発生しており、緊急性・切迫性についての概念が必要であるといった課題を踏まえ、高齢者虐待対応における深刻度の判断基準、切迫性、緊急性の概念について策定することを目的として実施します。

高齢者虐待防止及び対応にかかる取組みや体制整備が進むよう、事業に取り組んでいきたいと考えています。

### 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業

本事業は、令和2年度社会福祉推進事業として実施します。

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）では、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の強化」「成年後見制度へのスムーズな移行」が進められるべきとされています。

特に日常生活自立支援事業については、終了件数のうち約25%が成年後見制度に移行しており、成年後見制度と関連が深い事業といえます。日常生活自立支援事業利用時の利用者の判断能力の変化への対応や、財産管理等の法律行為の必要性を適切に把握し、適切な制度選択を支援する取組みがより一層必要であること、成年後見制度の利用がふさわしい

と支援者等が検討した場合でも、市町村長申立ての課題や本人が希望しない、申立人が見つからない等により、制度間連携が適切に行われていない等の課題が指摘されています（全国社会福祉協議会「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて」（平成31年3月））。

本事業では、ヒアリング調査・アンケート調査を実施し、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方などについて検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行います。

なお、本調査研究事業の成果は報告書にまとめ、年度末に自治体・関係機関に配布するとともに、本会ホームページに掲載する予定です。

## 地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラム開発と スーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業

本事業は、令和2年度社会福祉推進事業として実施します。

令和3年度から社会福祉士養成課程における新カリキュラムが導入される予定ですが、それを履修した学生が国家資格を取得し、現場においてソーシャルワーク専門職としての役割を果たせるようになるには、今後、数年程度かかることとなります。それまでの間、実践現場で働いている社会福祉士が、カリキュラム改正等において求められている新たな役割を果たしていくために、地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士に対する研修体制の構築が喫緊の課題となっています。また、専門職の成長を促進する仕組みとして、スーパービジョンの重要性が大

きくなってきていますが、現任のスーパーバイザーに対する実態把握が十分に行われていない実態があります。

そこで、本事業では、新カリキュラムの内容をふまえ、現任社会福祉士を対象とした研修プログラム・教材を開発し、広く社会福祉士や福祉の関係者が活用できるようにするとともに、スーパービジョンの実態調査等を行うことを目的としています。なお、研修の開発にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ICTを活用したオンライン型の研修について検討しながら実施する予定です。

## 第33回通常総会は中止し、書面評決を実施しました

6月20日(土)に予定していた本会の第33回通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、同日、書面評決説明会(Zoomミーティング)を開催し、議案の説明および質疑応答を実施し、6月22日から6月30日までを書面評決書の提出期間としておこないました。

Zoomによる書面評決説明会には任意参加でしたが、34の都道府県社会福祉士会から参加がありました。

第1号書面評決事項「2019年度決算報告」について、中島副会長から「書面評決及び報告資料集」を用いて、2019年度決算について公益認定にかかる財務3基準(公益目的事業の収支相償・公益事業費率50%以上・遊休財産の保有制限(207,415,659千円以下))はすべて満たしていることを報告しました。山崎副会長から書面評決及び報告資料の第1号報告にそって2019年度に実施した事業について報告しました。その後、江原監事から会計監査及び事業監査報告があり、会計及び事業については適切に行われていることを報告しました。続いて、中島副会長から事前質問に対し説明しました。

第2号書面評決事項「定款変更」について、栗原副会長から「書面評決及び報告資料集」にもとづき、連合体組織のあり方検討にかかる第三者委員会からの答申にもとづいた定款変更案について説明しました。

第3号書面評決事項「倫理綱領改定」について、

中田理事から「書面評決及び報告資料集」にもとづき、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の策定から今回改定作業までの経緯に触れながら社会福祉士の倫理綱領の改定について説明しました。

小笹事務局長から、書面評決事項の説明会では、書面評決事項について議決はしないこと、書面評決書の提出期間を6月22日から6月30日までと都道府県社会福祉士会へ通知しており、本書面評決事項が可決された場合は、書面評決書提出期間の最終日を定款の変更、施行日とすることを説明しました。

報告事項では、本日の説明会に対する全体的な意見、Web会議(Zoom)に対する意見、その他の意見交換を行い、書面評決説明会を終了しました。

その後、書面評決書の提出期間を経て、すべての都道府県社会福祉士会から書面評決書が集まり、定款第32条第5項「理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。」にもとづきすべてのすべての正会員の同意を得て、3つの議案が議決されました。

「書面評決及び報告資料集」、当日配付資料および議事録は、本会会員専用ホームページに掲載しています。

# 役員候補者選出の公示

立候補の受付期間は、2020年9月23日(水)～10月12日(月)です。

第32回通常総会において選任された現役員の任期が、2021年度通常総会で満了となります。これに伴い、次期役員候補者の選出について公示します。

2021年度通常総会から2023年度通常総会(1期2年)を任期とする次期役員を選出するため、次のとおり役員候補者の選出について公示します。

本会の役員に立候補される方は、公示内容に基づき準備をお願いします。

なお、立候補の届け出に必要な「立候補届」および「推薦書」の書式は、会員専用ホームページからダウンロードしてご使用ください。

また、役員選出までのスケジュールは下表の通りです。立候補の受付期間は、2020年9月23日(水)から10月12日(月)消印有効となりますのでご注意ください。

<選挙管理委員会> 関東甲信越ブロック 委員長 菅野美和子 (神奈川県) 委員 新木 恵一 (群馬県) 樽林 元樹 (千葉県) 丸山 晃 (東京都) 田村 正人 (山梨県)	※選挙管理委員会は、「役員候補者選出規程」に基づき、役員選出にかかわる事務を厳正に行います。
---	--

■表 役員選出スケジュール

期 日	会議等	選管業務・行事等		
2020年	5月16日(土) 6月20日(土) 7月 4日(土) 7月11日(土)	第2回理事会 第3回理事会 選挙管理委員会 (第1回) 第4回理事会	選挙管理委員選出地区決定 選挙管理委員選任報告・承認 準備諸手続・スケジュール確認・公示内容検討 公示内容確定	
	9月 8日(火)	会員専用ホームページ ニュース9月号	(公示～受付開始まで2週間以上)	
	9月23日(水) ↓ 10月12日(月) 10月18日(日)	選挙管理委員会 (第2回) 理事会	立候補受付開始 ↓ (20～30日間) 立候補受付締切：10月12日(月) 消印有効 立候補届等書類審査・立候補者名簿確定 立候補者名簿の報告	
	11月18日(水) 11月27日(金) 12月 5日(土) ↓	会員専用ホームページ ニュース11月号	「公示」立候補者名簿の公開  理事候補者郵便投票用紙送付 理事候補者郵便投票開始	
	2021年	1月15日(金) 1月16日(土)～2月5日(金)	選挙管理委員会 (第3回)	理事候補者郵便投票締切 (消印有効) 郵便投票開票・理事候補者の決定 立候補者及び推薦社会福祉士会へ選挙結果を通知
		2月 6日(土)	第11回理事会	候補者決定報告
		3月11日(木)	会員専用ホームページ ニュース3月号	理事候補者の公表
		4月 9日(金) ↓ 4月30日(金)		次期会長候補者選挙立候補受付開始★ ↓ 次期会長候補者選挙立候補受付締切★(消印有効)
		5月中旬	役職選考会★ 理事会★	理事候補者全員による役職候補者内定★ 理事会で監事候補者決定★ 役員候補者名簿を全正会員に送付 (総会議案資料集)
		6月上旬		
6月中旬		理事会★ 総会(東京) 臨時理事会★	役職選考会で内定した役職候補者報告★ 新役員決定 新役職者(会長・副会長)決定★	

★印は、選挙管理委員会の所管業務外 \*立候補者が13人に満たない場合は理事会メーリングリストで審議する  
\*再立候補の受付を行う場合はスケジュールを繰り下げる

2020年9月8日

## 役員候補者選出に関する「公示」

(公社)日本社会福祉士会  
選挙管理委員会

公益社団法人日本社会福祉士会役員候補者選出規程(以下「規程」)に基づき、以下のとおり、公益社団法人日本社会福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

### 1. 選出する役員候補者人数

正会員を構成する社会福祉士である理事  
7人以上13人以内

### 2. 選出する役員の任期

2021年総会開催日(2021年6月頃)から  
2023年総会開催日(2023年6月頃)まで

### 3. 選出時期および選出方法

- 選出時期……2020年12月5日(土)～2021年1月15日(金)郵送(書留など)によることとし、締切日の消印を有効とする。
- 選出方法……理事立候補者が13人を超える場合には理事立候補者名簿の中から、正会員による郵便投票によって、票数上位13人を候補者とし選出する。

### 4. 立候補の受付

- 立候補受付期間……2020年9月23日(水)～10月12日(月)郵送(書留など)によることとし、締切日の消印を有効とする。
- 受付先……〒160-0004  
東京都新宿区四谷1-13  
カタオカビル2階  
公益社団法人日本社会福祉士会  
選挙管理委員会 宛

### 5. 立候補者の要件

- (1) 立候補者は、正会員を構成する社会福祉士であることを要する。
- (2) 立候補者は、正会員の推薦があることを要する。なお、各正会員が推薦できる立候補者は、理事定数の3分の1を超えない数とする。

### 6. 立候補の方法

- 立候補に必要な書式「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」は、本会会員専用ホームページからダウンロードして使用すること。
- 立候補者は、「(公社)日本社会福祉士会理事立候補届」および「(公社)日本社会福祉士会理事立候補者推薦書」をあわせて提出(郵送)すること。
- 封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

### 7. 禁止事項

- (1) 連続4期(8年)を超えての選任の禁止。(定

款第19条第1項)

- (2) 選挙管理委員は役員に立候補することができない。(規程第7条第3項)
- (3) 立候補者が理事に就任した後は、正会員の会長又は業務執行理事を兼務できない。(規程第4条第6項)

### 8. 留意事項

- 立候補者および推薦者正会員、会員番号、所属県士会名についてはニュースにて公開します。また会員専用ホームページではニュースでの公開内容に加えて「主な活動歴」「立候補の理由・抱負・本会において取り組みたい事項」について公開します。
- 立候補の受け付けは郵送のみです。FAX・宅配便・Eメールや直接持ち込みは、規則上受付はできませんので、十分ご注意ください。
- 立候補届と推薦書は、それぞれ押印のうえ必ず一括して発送してください。
- 立候補受付締切日間に立候補届を発送する場合は「速達」で発送してください。
- 立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や届出書類に不備または虚偽が発見された場合には、立候補は認められませんので、十分にご注意ください。
- 理事立候補者はあらかじめ選挙管理委員会が指定した方法によってのみ選挙活動ができます。(規程第8条)

### 9. 補足

- 選挙管理委員会は、役員選挙にかかわる事務を所管します。
- 立候補者名簿は、選出期間開始日までに、正会員へ送付します。
- 監事候補者は、規程により理事会において選出されます。
- 選挙管理委員会は、役員候補者名簿を整え総会に提出し、総会において役員を選任(承認)を求めます。
- 立候補者が7人に満たない場合は、立候補者の再受付を行います。手続きは、最初に立候補した者の受付に準じるものとします。(規程第5条第1項)
- 立候補者が7人以上で13人に満たない場合は、立候補者の再受付を行うことができます。手続きは最初に立候補した者の受付に準じるものとします。再受付は1回のみとなります。(規程第5条第2項、第3項)

以上

### 【お問い合わせ先】

(公社)日本社会福祉士会 事務局(担当:松野)  
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階  
TEL: 03-3355-6541 E-mail: matsuno@jacsw.or.jp

2020年9月1日

## 綱紀委員会委員選考に関する「公示」

公益社団法人日本社会福祉士会  
綱紀委員会委員選考委員会

以下のとおり、公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会規程（以下「規程」）ならびに公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会委員選任に関する細則（以下「細則」）の規定に基づき、綱紀委員会委員候補者の選出を行いますので公示します。

下記により選考に関する取り組みを開始しますので、正会員を構成する社会福祉士の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1. 選出する委員候補者区分および人数

##### 《規程第3条第1項》

- (1) 正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士 7人以内
- (2) 正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士以外 3人以内

#### 2. 選出する委員の任期 《規程第4条第1項》

2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間

#### 3. 選出の方法 《細則第3条》

- (1) 正会員を構成する社会福祉士である委員 (7人以内)
  - ………正会員が本委員候補者を「選考委員会」に推薦する。
- (2) 外部の委員 (3人以内)
  - ………「選考委員会」が本委員候補者を推薦する。

#### 4. 選考委員会 《細則第2条》

選考委員会は、委員候補者選出にかかわる事務を所管します。

##### 【選考委員名簿】(4人)

(副会長) 山崎 智美  
(副会長) 栗原 直樹  
(理事) 安藤 千晶  
(事務局長) 小笹 知彦

#### 5. 選考に関するスケジュール

2020年 7月 「選考委員会」発足  
9月 委員選考に関する公示  
11月 正会員から選考委員会へ推薦書提出期間  
2021年 2月 選考委員会で候補者の決定  
3月 理事会で承認、「選考委員会」の解散

#### 6. 候補者推薦書の受付 《細則第3条第2項》

- ・受付期間 2020年11月2日(月)～30日(月)の1か月間

郵送のみで、書留など、配達記録が残る方法とすることとし、締め切り日の消印を有効とする。

- ・送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13  
カタオカビル2階  
公益社団法人日本社会福祉士会  
綱紀委員会委員選考委員会 宛

#### 7. 委員候補者の要件 《細則第5条》

正会員を構成する社会福祉士である委員候補者は推薦期間の初日(2020年11月2日)現在において正会員に5年以上在籍していること。(2015年10月以前に正会員に在籍している方)

#### 8. 推薦の方法 《細則第4条》

- ・「(公社)日本社会福祉士会綱紀委員会委員候補者推薦書」に推薦理由等必要事項を記入し、署名(自署)捺印の上選考委員会宛に提出(封書で郵送)する。書式は、会員専用ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- ・正会員が推薦できる委員候補者は1名に限られます。
- ・封筒の表面には、必ず「綱紀委員候補者推薦書在中」と朱書きしてください。

#### 9. 禁止事項

- (1) 連続4期(8年)を超えての選任の禁止。《規程第4条第1項》
- (2) 選考委員会の委員は、綱紀委員には選考されない。《細則第2条第4項》
- (3) 推薦者は複数の候補者を推薦することはできない。《細則第4条》
- (4) 推薦書は、封書で届けられたもの以外は受け付けない。《細則第4条》

#### 10. 留意事項

- ・委員の選考過程に関しては非公開です。お問い合わせにはお答えできません。
- ・推薦書の受付は封書のみです。FAX、Eメール、はがき、あるいは直接事務局への原紙持ち込みは一切受理されませんのでご注意ください。
- ・推薦書の提出期限に間に合わなかった場合や、記載の不備、正会員が複数人の推薦をした場合、または記載内容に虚偽が発見された場合には、無効となりますので十分にご注意ください。

以上

#### 【お問い合わせ先】

(公社)日本社会福祉士会 事務局(担当:草川)  
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階  
TEL: 03-3355-6541 E-mail: kusakawa@jacsw.or.jp

## 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)総会・世界会議が 開催されました

本会が加盟する国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の初めてのオンラインによる総会が7月11日から13日まで開催されました。参加国は91か国、226人が登録しました。総会の主な議事は、新加盟国の承認、新役員の選挙、新政策などについてでした。

世界会議も初のオンラインによる開催となり、182か国、約18,000人が登録し、7月15日から19日まで5日間の日程で開催されました。

### 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)総会(General Meeting)

開会の挨拶として、IFSW会長シルバナ・マルティネス氏の「COVID-19に負けずに、ソーシャルワーカーはさらにソーシャルアクションに力を入れよう」とのビデオメッセージが送られました。

総会のスタイルは、1日目の議論では、議事が資料として事前にホームページに収録されており、参加者が読んで、チャットのようなところに質問やコメントを入れるという議事進行でした。モデレーターがいて、必要な場合には質問に答えたり、事務局に問い合わせたりしていました。選挙では、アジア太平洋地域の副会長選挙があり、現副会長のアイリーン・リオン氏が立候補していましたが、中国のリン・ジン氏とインドのスリガネシュ MV氏が寸前になって立候補しました。スリガネシュ氏は、去年のインドでのアジア太平洋地域会議の事務局長を務めたことから、アジアの国々から期待されていました。

総会の2日目、3日目は選挙の投票のみでした。4日目に、選挙結果などが発表され、アジア太平洋地域の副会長選ではスリガネシュ氏が当選しま

した。そのほか、北米地域会長にマイルドレッド・ジョイナー氏、北米地域副会長にジョアン・デイビス・ウィーラン氏が選ばれました。その他の選挙では、IFSW会計には、現在のビクター・ガルシア氏、アフリカ地域は現会長のノエル・ムリッツ氏、ヨーロッパ会長には現会長のアナ・レドレスク氏、ラテン・アメリカ副会長には現在のマリア・ラモス氏が再選されました。

新加盟国として、コンゴ共和国、ヨルダン、メキシコの3か国が承認され、IFSW加盟国は全体で144か国になりました。

IFSWの新政策では、「教育委員会」が承認され、「ソーシャルワーク教育と養成の世界基準」を教育界と連携して確立し、ソーシャルワークの定義を押し所に、倫理観に溢れる専門職として、ソーシャルワークの現場や教育界で認められるように努力することになりました。そのほか「先住民族委員会」の設置も認められ、国連SDGsについても努力することが確認されました。

(本会国際協力員 平田 美智子)

### 子どもの強制移民問題に取り組んだマーガレット・ハンフリーズ氏が受賞

オンラインでの開催となった総会に初めて参加しました。

事前に十分注意をしていたつもりであった参加時間帯を勘違いし、オンタイムでの参加ができなかったことになってしまいました。

総会は取り上げられる事案ごとにコメントを書き込むことができる形式となっており、意見や提言だけでなく、感想や応援のメッセージを添えている参加者の方々も多くいらっしゃるようにお見受けしました。

私にとって印象的であったのは、アンドリュー・モラビエフ賞というアワードをマーガレット・ハンフリーズ氏というイギリスのノッティンガム市で活

動したソーシャルワーカーが受賞されたことです。マーガレット氏は、イギリスから開拓先であったオーストラリアなどの国々へさまざまな事情で家族との生活が難しい子どもたちを移住させていた事実を明らかにしたソーシャルワーカーで、『からのゆりかご —大英帝国の迷い子たち』の著者です。

受賞にあたって公開された動画は、以下から確認できます。

IFSW総会2020年アンドリュー・モラビエフ賞  
<https://www.youtube.com/watch?v=Gwg-NuN3BJY>

(本会国際協力員 大島 了)

## 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)オンライン 世界会議

本年カナダのカルガリーで開催される予定であったIFSW世界会議ですが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の懸念を受け、オンライン会議に変更になりました。会議の登録費は、通常数万円かかるところが無料で、世界の182か国から約18,000人が登録し、7月15日から19日までの5日間、世界会議に参加する結果となりました。

会議のプログラムは、毎日、基調講演が2本、地域ごとのグローバルアジェンダ・フォーラム、30分間の口頭発表が4本、10分間のトークが2本、ポスター発表と盛り沢山でした。グローバル・アジェンダは実際にリアルタイムで行われましたが、他の発表はオンデマンドで、あらかじめ収録された発表を視聴する形式でした。字幕や翻訳のついている発表もあり、じっくり発表を聞くのにはよかったと思います。

初日の基調講演では、ナミビアの保健・社会サービス両大臣エスター・ムインジャンク氏が、人権に基づく社会正義のソーシャルワーク実践について発表しました。アフリカではソーシャルワーカーはCOVID-19への対応で保健分野の専門職の陰に隠れてしまうので、個人や家族のニーズをアセスメントし、心理的ケアを行う重要な役割があることを強調すべきだと訴えていました。この他の基調講演では、グローバルソーシャルサービス労働者連盟会長のエイミー・ベス氏が「これから10年のソーシャルワーク労働力強化」について、国連開発局のポール・ラッド氏が「次の10年のソーシャルワークの課題と機会」について、全米ソーシャルワーカー連盟会長のアンジェロ・マクレーン氏が「グローバル・アジェンダを推進する上でのソーシャルワーカーのリーダーシップと重要な役割」について論じました。またスコットランド副大臣・内閣官房長官ジョン・スウィニー氏は、スコットランドの若者支援プログラムについて講演し、他にスコットランドで社会的養護を受けて育った若者の講演もありました。地域開発に関しては、アルゼンチンの社会開発大臣のハニーン・マガドラ氏がパウロ・フレイレのエンパワメント理論を子どもの発達センターやコミュニティ・センターで実践している事例の紹介があり、またインドからはヴィクター・ポール氏が、学生がスラム地域に出向き、女性や子どもの自助グループの支援をすることを学んでいる様子が紹介されまし



国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)世界会議ロゴマーク

た。COVID-19などに関する講演では、パレスチナのハニーン・マガドラ氏による「パンデミックによってソーシャルワークの必要性を認識」、ギリシアのディミトラ・ドラ・テロニ氏による「新自由主義的資本主義の危機 - COVID-19後の政治的行動とソーシャルワーク」と題した講演があり、さらにIFSWと教育界の委員による「コロナ禍におけるソーシャルワーカーの倫理的挑戦」の調査報告がありました。国や社会・文化が異なっても、ソーシャルワーカーの抱える問題には共通性があり、各国のソーシャルワーカー協会は、ソーシャルワーカーに対してスーパービジョンを提供し、IFSWはグローバル・コミュニティに適用する実践モデルを築く必要がある、と強調していました。最後の講演は、カナダのワンダ・トーマス・バーナード上院議員による「人種差別への対処・私たちが学んだ教訓」で、人種差別には個人的な偏見だけでなく、制度的な抑圧があり、アフリカ系ソーシャルワーク理論を学ぶことによって、社会変革を行動に移すべきだ、と熱弁をふるいました。

会議の締めくくりに、シルバナ・マルティネス会長の挨拶があり、グローバル・アジェンダをめぐる政治と連帯がこれからのテーマであるとの見解をしめしました。今回の世界会議の基調講演などを見る限り、ソーシャルワーカーの役割が、世界を舞台とした、グローバル・コミュニティの実践者と認識され、社会正義を貫くため、政治に密接にコミットして集団で連帯していく姿勢が見られることが理解されました。

(本会国際協力員 平田 美智子)

## アジア太平洋地域における「グローバルアジェンダ」パネルディスカッション

IFSWではソーシャルワークと社会開発のために「社会的および経済的平等の促進」「すべての人々の尊厳と価値を促進する」「コミュニティと環境の持続可能性の促進」「人間関係の重要性の促進」等をグローバルアジェンダとして課題を提言し、2010年から10年間取り組んできました。

このグローバルアジェンダについてのパネルディスカッションが7月18日に開催され日本ソーシャルワーカー連盟の木村真理子氏が登壇されました。

木村氏は「グローバルアジェンダにソーシャルワーカーがどのように取り組むべきか」という私たちの実践とソーシャルワーカー育成に関する教育について発表されました。

木村氏の提言を聞き、ソーシャルワーカーの実践については「ソーシャルサービスの専門家として政

府に認められる活動をする必要がある」という実践を言語化すること、そのような実践を展開するためにはソーシャルワーカーの養成はソーシャルサービスの専門家育成という視点を持って教育体制を整えていくことが重要であるということを確認しました。



木村 真理子氏の報告

(本会国際担当理事 伊東 良輔)

## ポスター発表の報告

IFSW2020のオンライン世界会議にて、日本社会福祉士会の多文化ソーシャルワーク調査研究事業検討委員会が2017年に実施した「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の調査」（2018年3月報告書発行、赤い羽根福祉基金助成）について、委員の一人としてポスター発表をしました。

当初、コロナウイルスの影響で大会は中止ということでしたが、後日、オンライン世界会議が決定し、会議事務局は「発表を録画したビデオを提出して世界会議に貢献しませんか」と発表予定者たちにメールで呼びかけました。私も半信半疑でしたが、急遽、

恥ずかしながら録画ビデオを自作し、何とか提出しました。どうなることやらと思いましたが、結局、自作ビデオはオンライン上では視聴できず、ポスターの画像のみ無言で約2分間表示されました。誰が見てくださったのかわからず、参加者の反応が感じられなかったのですが、しかし、自分の発表はさておき、他の発表報告をゆっくり繰り返し視聴できることはオンラインならではの醍醐味だと思いました。

(本会国際協力員 森 恭子)

IFSW 2020 Conference, 15-19 July Online  
**Current Situation and Challenges of Social Workers in Supporting Foreign Residents in Japan**  
 Kyoko Mori, Yoshihiro Shimazaki, Haruko Sakama, Misayo Hraguchi, Nastuko Minamino

**【Backgrounds】**

- The number of foreign residents in Japan has increased in recent years.
- The percentage of foreign residents in the total population is 2%.
- Japanese government started new immigration policy in April 2019 to expand the acceptance of foreign workers.
- Social Workers in Japan will face more diversity issues and need to promote multicultural social work services.

**【Result】**

378 respondents (37.8%)  
 Female (58%), Male (41%)  
 Age: 40s(36%), 30s(28%), 50s(23%)  
 Qualified SW (23%)

**1. Provided Services for Non-Japanese Clients**

**2. Difficulties**

**3. Difficulties**

**4. Cooperation with other organizations**

**5. Needs of Training Program**

**【Discussion】**

- The survey founded that many practitioners in Japan are facing various difficulties with the assistance of non-Japanese residents.
- It was showed that there is a shortage or limitation in the support resources for non-Japanese residents, and it is difficult to cooperate with other organizations.
- Practitioners were expected to learn knowledges, skills and cultural understanding to support non-Japanese residents.
- Creation and development of social resources and network skills are also required.

**【Conclusion】**

- To make the Guidebook for learning basic knowledges and skills to support non-Japanese residents in Japan.
- To deliver the E-learning training program through the JACSW website.

Contact Information  
 Kyoko Mori  
 Bunken University  
 mori@bunkyo.ac.jp

森氏オンラインポスター発表の様子

## 生涯研修センター情報

### ■「第17回独立型社会福祉士全国実践研究集会」の実践報告者募集のご案内

本研究集会では、独立型社会福祉士名簿登録者による実践報告を行います。他の独立型社会福祉士の実践報告を聞くことで、ご自身の独立型社会福祉士としての実践に生かしていただきたいと思います。また、実践報告の中から見えてくる課題を共有することで、今後の独立型社会福祉士の在り方について参加者全員で考え、共有します。

実践報告者は、独立型社会福祉士名簿登録者の方に広く発表の機会を提供したいとの考えから、本年度より公募により決定します。

【日程】2021年2月13日(土)  
 【開催方法】オンライン形式による実践報告(Zoomウェビナー)

【定員】2人(運営委員会での審査の上、報告者を決定します)

【申込方法】実践報告の申込方法などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

【その他】「第17回独立型社会福祉士全国実践研究集会」の参加申込は、2020年11月18日(水)からを予定しています。開催要項は、本会ニュース11月号に同封予定です。

### ■「2020年度独立型社会福祉士研修」のご案内

本研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的に開催します。なお、本研修の修了は、独立型社会福祉士名簿登録要件の1つとなっております。

【日程】2021年2月28日(日)  
 【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】80人(先着順)  
 【申込方法】申込方法などの詳細は、本会ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください。

### ■「2020年度生活困窮者支援ソーシャルワーク研修」のご案内

地域における複合的な問題を解決するためには、相談につながった事例を受け止め、多職種・多機関連携により事例を紐解くためのスキルが要求されます。インターク面接による情報収集、その情報をもとにした問題把握、本人や環境の課題を明確化し、解決のための具体的な方法と役割分担を明確にすることが必要です。

本研修では、ソーシャルワーカー(相



談支援)に必須とされる複合的多問題な事例の見立てから紐解き方までの一連の手法を学びます。

【日程】2020年11月23日(月・祝)  
 【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング)

【定員】50人(先着順)  
 【申込方法】申込方法などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

### ■「2020年度司法福祉全国研究集会」のご案内

全国の矯正施設・地域生活定着支援センター・地方検察庁・更生保護施設への社会福祉士等の配置は500人を超えており、社会福祉士等の養成課程では現行の「更生保護制度」15時間が来年度は「刑事司法と福祉」30時間となります。また、いわゆる入口支援に関しても新しい仕組みが始まろうとしています。

「刑事司法と福祉」の制度や仕組みが大きく変わろうとしている中において、私たち社会福祉士は、伴走支援をする者としての立ち位置を明確にするとともに、支援の質を担保していかなくてはなりません。同時に被害者支援の視点も必要です。

社会福祉士は、刑事司法分野におけるソーシャルワークをできているでしょうか。

皆さんと一緒に考え実践につなげていきたいと思えます。

【日程】2021年1月16日(土)  
 【開催方法】オンライン研修(Zoomウェビナー)

【定員】180人(先着順)  
 【申込方法】申込方法などの詳細は、本会ニュース同封の開催要項および本会ホームページをご覧ください

### ■「2020年度スクールソーシャルワーク全国実践研究集会」のご案内

学校教育法施行規則の一部を改正する省令において「スクールソーシャルワ

ーカー」が明記され、「児童生徒の教育相談の充実について」の通知で具体的なスクールソーシャルワーカーの職務が示されています。近年では、地域共生社会の実現に向けた、学校と市区町村のつなぎ役としてだけではなく、虐待の発見や対応、学校でのいじめ防止対策などにおいても、スクールソーシャルワーカーの役割が着目されていますが、一方で、その社会的理解は十分とは言えない状況です。

日本社会福祉士会では、スクールソーシャルワーカーが、教育と福祉を包摂した視点で活動できることを目的とした『スクールソーシャルワーク実践ガイドライン』の作成にかかる協議・検討を行っており、本研究集会にて発表する予定です。そして、シンポジウムとおして、今後の実践やガイドラインの活用にかかる示唆を得ることを目的に本研究集会を開催します。

【日程】2020年11月29日(日)  
 【開催方法】オンライン研修(Zoomウェビナー(予定))

【定員】150人(先着順)  
 【申込方法】申込方法などの詳細は、本会ニュース同封の開催要項または本会ホームページをご覧ください。

### ■「2020年度意思決定支援セミナー」のご案内

成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。

これを受けて、最高裁判所、厚生労働省および専門職団体(日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートおよび公益社団法人日本社会福祉士会)をメンバーとするワーキング・グループが立ち上げられ、そこの協議を経て、2019年5月に『「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(仮題)の基本的な考え方を整理し公表しました。

“基本的な考え”にある、本人に関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、後見人などが、意思決定支援を踏まえた後見事務などを適切に行うことができること、そして後見人などに何が求められているかを考える機会を提供することを目的に、本セミナーを開催します。

【日程】2020年11月23日(月・祝)  
 【開催方法】オンライン研修(Zoomミーティング(予定))

【定員】150人(先着順)  
 【申込方法】申込方法などの詳細は、本会ホームページをご覧ください。

## 四谷事務局だより

### 行事予定・カレンダー

#### 9月

- 5日(土)～6日(日)スーパーバイザー養成研修
- 6日(日)高齢者虐待の実態把握等のための調査研究業務 作業部会
- 12日(土)業務執行理事打合せ 理事会
- 13日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
- 20日(日)未成年後見検討プロジェクトチーム 法人としての社会福祉士会の成年後見制度へのかかわり検討プロジェクト

- 22日(火・祝)高齢者虐待の実態把握等のための調査研究業務 プロジェクト委員会
- 27日(日)意思決定支援プロジェクトチーム 生活困窮者支援委員会 権利擁護推進あり方検討委員会

#### 10月

- 3日(土)理事会 都道府県社会福祉士会会長会議
- 4日(日)生涯研修センター企画・運営委員会 独立型社会福祉士委員会 権利擁護センターぱあとなあ運営協議会

- 17日(土)全国生涯研修委員会議 リーガル・ソーシャルワーク委員会
- 18日(日)後見委員会
- 31日(土)都道府県ぱあとなあ連絡協議会

### 都道府県社会福祉士会 会員情報

7月31日付	会員数	43,872人
7月中	入会	会員数 218人増
前年同月	会員増減数	370人増
前年同月	会員増減率	0.85%増